教育行政

大船渡市教育委員会・市長部局関係課等　行政組織図

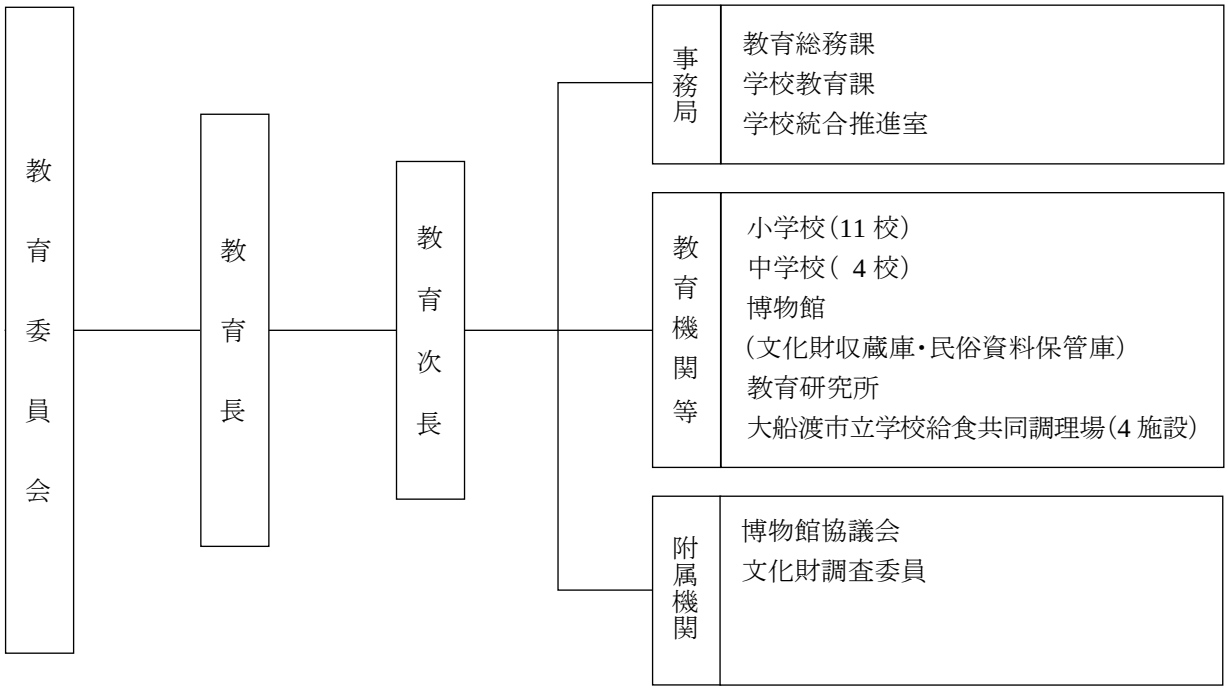

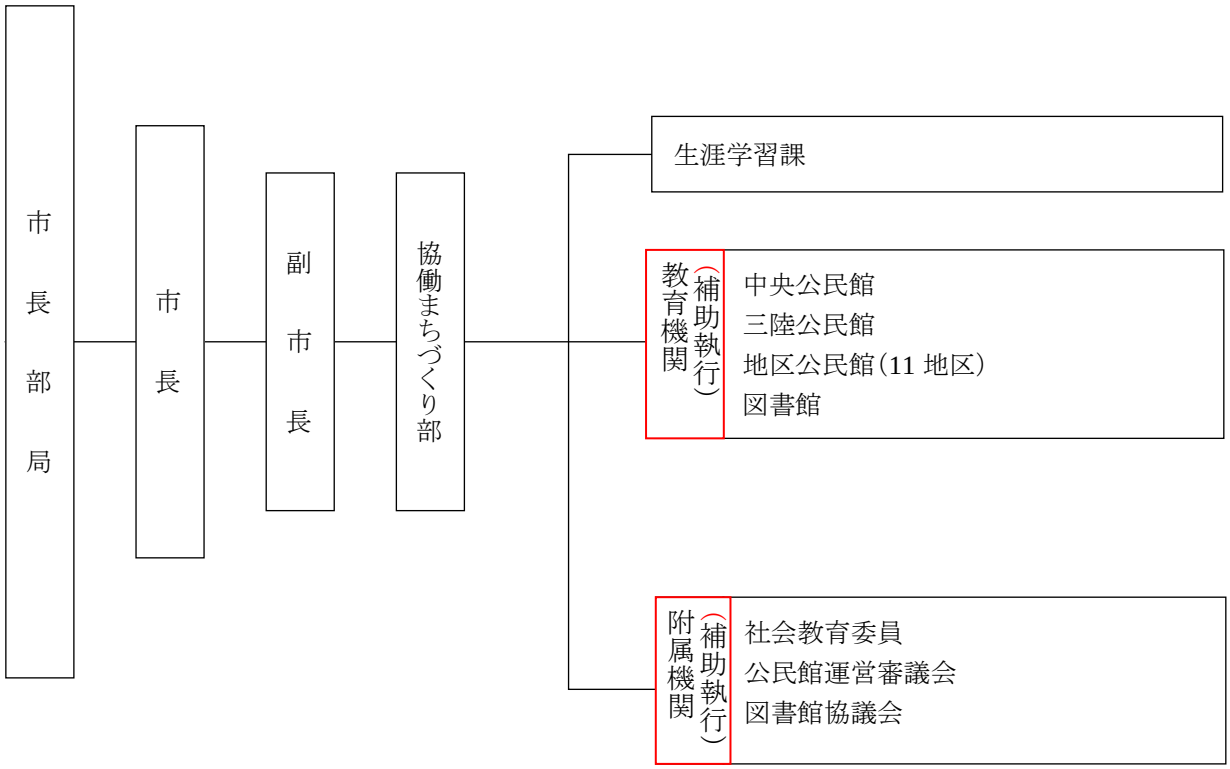

教育委員

小松教育長

柏崎委員

村谷委員

鈴木委員

清水委員

役職名	氏　名	就任年月日
教育長	小　松　伸　也	平成 29 年 10 月 1 日
委　員	柏　崎　正　明	平成 28 年 10 月 1 日
委　員	村　谷　志　保	平成 30 年 10 月 1 日
委　員	鈴　木　晴　紀	令和 元年 10 月 1 日
委　員	清　水　恵　子	令和 2 年 10 月 1 日

令和４年度大船渡市教育行政の運営に関する基本方針

Ⅰ 教育振興の基本方向

本市の教育を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による社会構造の変化、高度情報化や国際化の発展など大きく変化しており、さらに新型コロナウイルス感染症により日常生活や行動、文化のみならず、価値観に至るまで、社会全体に多大な影響を及ぼし、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

次世代を担う子どもたちの健全な育成のためには、家庭や学校、地域社会などと連携・協働を深めながら学校教育の充実を図っていく必要があります。

また、生涯を通じて、心身ともに豊かで生きがいをもって生活を送るために、いつでも誰でも気軽に生涯学習活動ができるように環境の整備や充実を図るとともに、市民の自主的な活動への支援などが必要です。

このような状況の中で、本市の教育振興にあたって、国・県の動向や社会の変化を的確に捉え、大船渡市総合計画との整合を図りながら、心身ともに健全な子どもの育成を推進するとともに、市民が生涯にわたって学ぶことができるよう、教育・文化・スポーツなどの各分野の振興に努めることが極めて肝要となっています。

本市の総合計画に掲げる将来都市像「ともに創る　やすらぎに包まれ　活気あふれる　三陸のにぎわい拠点　大船渡」の実現に向け、より戦略的に当該計画を遂行していくため、施策の大綱（＝政策）により、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくものです。

ついては、教育施策としても、本計画のこれまでの施策の実績を踏まえ、引き続き本市の教育振興の基本方針を次のとおりとします。

基本方針

豊かな心を育む人づくりの推進

Ⅱ 施策の基本方向

本市教育振興の基本方針の実現に向けて、以下の5項目を施策の基本方向とし、総合的に施策の展開を図ります。

1　学校教育の充実

児童・生徒の自ら学び、自ら考える力と豊かな心の育成を図るため、家庭・学校・地域社会の連携のもと、教育環境の充実を図ります。

(1) 確かな学力の育成

○ 学力調査などの分析結果を活用して、児童・生徒個々の学力の定着状況を把握し、各校において、ねらいを明確にした授業を実践しながら、児童・生徒の学力向上に努めます。

○ 授業交流会やICT研修会等、教員の資質や能力の向上を目指した研修機会の充実を図り、組織的な取組を強化しながら、児童・生徒の個性や理解の程度に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、教員の指導力の向上に努めます。

(2) 豊かな心の育成

○ 児童・生徒の心の支援のあり方について、市と学校、スクールカウンセラーなどで共有し、同一の認識での対応を図ります。

○ 道徳教育はもとより、キャリア教育の一環として、地域の良さに目を向けさせる学習を行うなどにより、心の教育の一層の推進に努めます。

○ 学習障がいなどを有する児童に的確に対応するため、特別支援教育支援員の研修機会の充実を図ります。

(3) 健やかな体の育成

○ 体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、県教育委員会が発行した「子供の体力向上指導者の手引き」を活用して、授業における指導方法を工夫・改善し、各校の実態に応じた児童・生徒の体力向上に努めます。

○ 児童・生徒が、発達段階に応じて、自主的に健康で安全な生活を実践することができる能力と態度の育成を図るため、保健指導・安全指導の充実に努めます。

○ 児童・生徒数の推移などを勘案しながら、学校給食について、調理施設の集約化を進めます。

（4） 教育環境の充実

○ 児童・生徒数の動向を見極め、学校規模の適正化について検討するとともに、地域の意向を尊重しながら学校統合を進めます。

○ デジタル教科書やAIドリルなどのデジタル教材の導入や各種教材や備品、電子黒板などの整備を通じて、質の高い教育環境の維持・確保を図ります。

（5） 地域に開かれた魅力ある学校づくり

○ 全ての小中学校に設置した学校運営協議会を通じて、コミュニティ・スクールを核として学校と地域との連携・協働を深めます。

○ 学校と地域をつなぐコーディネーターや、登下校の安全を確保するスクールガードを配置し、地域学校協働活動を促進します。

２　生涯学習の推進

市民が生涯を通じて自主的に学習できるよう、家庭・学校・地域社会との連携を図りながら、生涯学習環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します。

（1） 学習環境の充実

○ 学習活動の発表、読書、各種調査・研究など、市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯学習施設及び設備の充実に努めます。

○ 生涯学習施設設備の老朽化の進行に対応し、適切な維持管理に努めます。

（2） 学習機会の拡充

○ 市民各層の多様な学習ニーズに応えるため、関連情報の収集に努め、積極的に周知を図ります。

○ 各生涯学習関連施設においては、各種事業の企画にあたり、市民の多様なニーズの把握に努め、魅力ある学習メニューづくりに取り組むとともに、若年層や勤労者にも配慮した開催方法を検討します。

○ 市立図書館及び市立博物館においては、各種資料の収集・保存に努め、広く利用・公開に供しながら、利用促進を図ります。

（3） 学習活動の促進

○ 住民に多様な学習活動の機会を提供するため、地区公民館による文化祭の開催を支援します。

○ 市内各施設・団体等が開催する各種行事や学習情報を市のホームページや広報紙を通じて、周知し、学習意欲の向上を図ります。

３　生涯スポーツの振興

スポーツ・レクリエーションに係る事業は、令和2年4月から、学校体育施設の開放事業を残し、市長部局に移管しました。

（1） スポーツ環境の整備・充実

○ 地域における身近なスポーツ活動の場として、小中学校の体育施設を開放し、利用促進を図ります。

４　地域の歴史・文化資源の継承

市民生活に深く根付いている地域の歴史や文化の資源である文化財の保存・活用を図るとともに、民俗芸能活動への支援を中心に次世代への継承に努めます。

（1） 文化財の保存と活用

○ 文化財は、地域の魅力を再認識させ、郷土への誇りと愛着を育む大切な遺産・資源であることから、その保存と活用に積極的に取り組みます。

○ 史跡・名勝・天然記念物などの指定文化財は、適切な保護管理に取り組むとともに、地域の歴史を体感する「文化財めぐり」などを通じて、市民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

○ 埋蔵文化財は、開発行為に対する発掘調査のほか、調査報告書の刊行など、適切に記録・保存するとともに、博物館において展示・活用し、伝統文化への理解と関心を深めます。

（2） 伝統文化の継承

○ 地域の歴史や伝統文化に触れ、身近なものとして親しむ機会の創出と文化を学び育てる取組を推進し、市民のふるさとの文化を愛し、誇りに思う心を育みます。

○ 関係団体との連携を密にし、後継者の育成や保存団体への支援を中心に地域の活性化と郷土芸能の継承に努めます。

基本方針と施策の体系

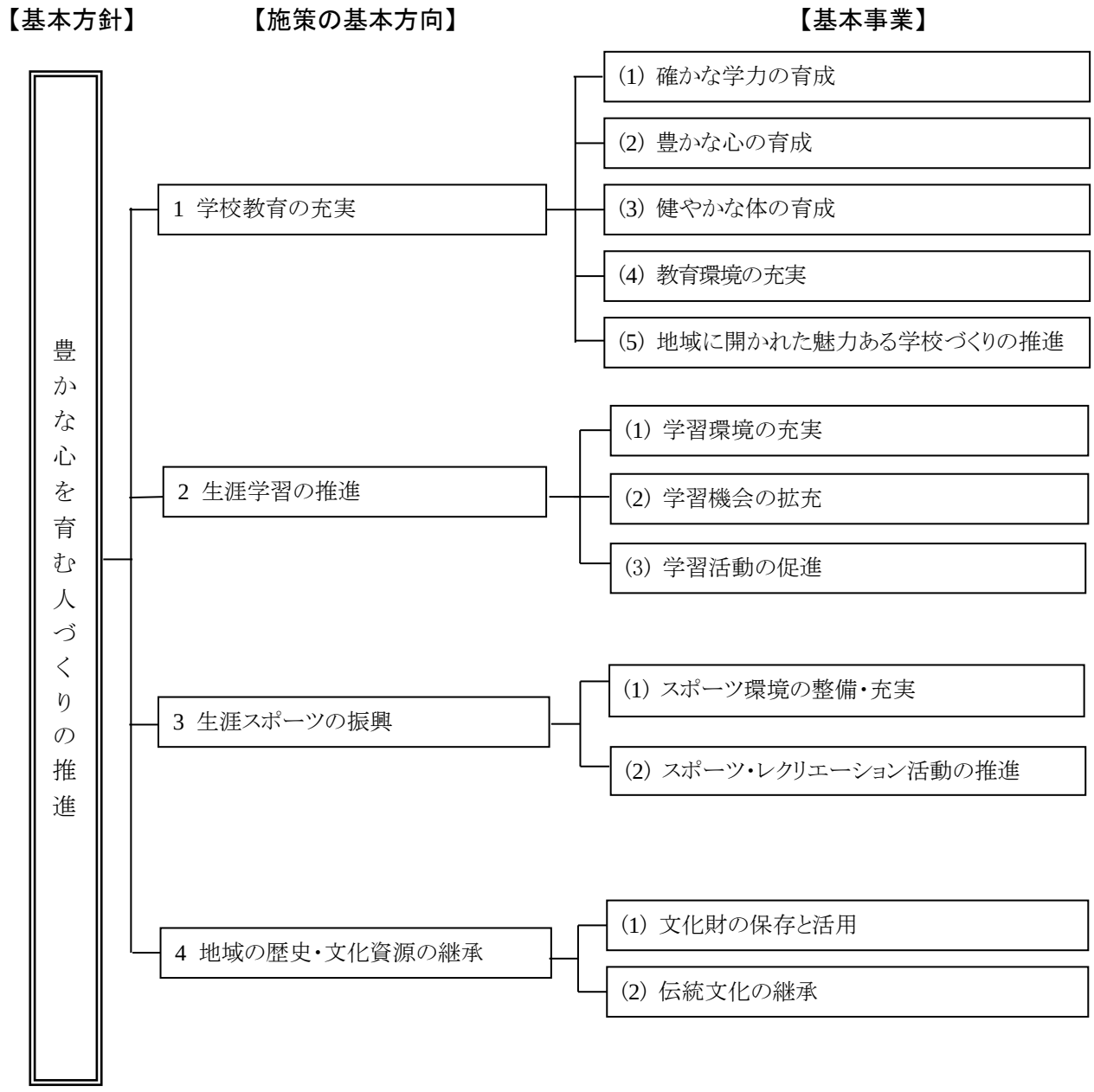
【基本方針】
【施策の基本方向】
【基本事業】
豊かな心を育む人づくりの推進
1 学校教育の充実
(1) 確かな学力の育成
(2) 豊かな心の育成
(3) 健やかな体の育成
(4) 教育環境の充実
(5) 地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進
2 生涯学習の推進
(1) 学習環境の充実
(2) 学習機会の拡充
(3) 学習活動の促進
3 生涯スポーツの振興
(1) スポーツ環境の整備・充実
(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
4 地域の歴史・文化資源の継承
(1) 文化財の保存と活用
(2) 伝統文化の継承